

## 生駒市規則第19号

生駒市電線共同溝占用規則をここに公布する。

平成23年6月28日

生駒市長 山下 真

### 生駒市電線共同溝占用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、電線共同溝の占用に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用の許可申請等)

第2条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「法」という。）第4条第1項（法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第11条第1項の許可の申請をしようとする者は、電線共同溝占用（変更）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 敷設計画書（様式第2号）

(2) 電線共同溝の建設若しくは増設又は占用によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料

(3) 電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を示す書類及び図面

(4) その他市長が必要と認める書類

(許可等の通知)

第3条 市長は、法第10条又は第11条第1項の許可をしたときは、書面により申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第4条第4項（法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下するときは、書面により申請者に通知するものとする。

（占用に係る変更の許可申請等）

第4条 前2条の規定は、法第10条又は第11条第1項の許可を受けた者が、法第12条第1項の変更の許可を申請する場合について準用する。この場合において、第2条第1項中「法第4条第1項（法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第11条第1項の許可」とあるのは「法第12条第1項の変更の許可」と、同条第2項中「書類を」とあるのは「書類のうち、変更に係るものを」と、前条第1項中「法第10条又は第11条第1項の許可」とあるのは「法第12条第1項の変更の許可」と読み替えるものとする。

（敷設等工事着手の届出）

第5条 電線共同溝の占用の許可を受けた者（以下「電線共同溝占用者」という。）は、電線の敷設又は除却に関する工事（以下「敷設等工事」という。）に着手しようとするときは、敷設等工事届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 数量内訳書
- (2) 工事施工者の概要を示す書類
- (3) 保守管理の方法等を示す書類

3 電線共同溝占用者は、敷設等工事が完了したときは、速やかに敷設等工事完了届出書（様式第4号）を市長に提出し、完了の確認を受けなければならない。

（占用予定者の地位の承継の届出）

第6条 法第6条第2項の規定による地位の承継の届出は、電線共同溝の占用予

定者の地位の承継届出書（様式第5号）によるものとする。

（電線共同溝占用者の地位の承継の届出）

第7条 法第14条第2項の規定による地位の承継の届出は、電線共同溝の占用等の許可に基づく地位の承継届出書（様式第6号）によるものとする。

（権利の譲渡）

第8条 法第15条第1項に規定する許可に基づく権利の全部又は一部を譲渡しようとする者は、電線共同溝の占用等の許可に基づく権利の譲渡承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、権利の譲渡を承認したときは、書面により申請者に通知するものとする。

3 法第15条第2項の規定により譲渡人が有していた許可に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して30日以内に電線共同溝の占用等の許可に基づく地位の承継届出書を市長に提出しなければならない。

（住所等の変更の届出）

第9条 電線共同溝占用者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは事務所の所在地を変更したときは、住所等変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（原状回復の届出）

第10条 電線共同溝占用者は、法第20条の規定により、電線を除却し、占用している電線共同溝の部分を原状に回復した日から7日以内に電線共同溝原状回復届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（国への準用）

第11条 第2条から前条までの規定は、法第4条第3項（法第8条第3項において準用する場合を含む。）及び法第21条に規定する国との協議について準用する。

(施行の細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

新 規	変 更	第 年	月	号 日
--------	--------	--------	---	--------

年 月 日

電線共同溝占用（変更）許可申請書

生駒市長 殿

申請者 住所  
氏名  
担当者  
電話番号

印

市道 に係る電線共同溝について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法  
第4条第1項 第11条第1項 の規定により 占用の許可を申請 します。  
第12条第1項 占用に係る変更の許可を申請

添付書類

- (1) 敷設計画書（様式第2号）
- (2) 電線共同溝の建設若しくは増設又は占用によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料
- (3) 電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を示す書類及び図面
- (4) その他（ ）

備考

- 1 「

新 規	変 更
--------	--------

」については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載してください。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には担当者の所属及び氏名を記載してください。
- 3 「第4条第1項 第11条第1項 及び 第12条第1項」及び「占用の許可を申請 占用に係る変更の許可を申請」については、該当するものを○で囲んでください。

敷 設 計 画 書

路 線 名			
電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間		起点： 終点：	番地(先)から 番地(先)まで
敷 設 計 画	敷 設 区 間	起点： (上り) 終点：  車道・歩道・その他	起点： (下り) 終点：  車道・歩道・その他
	電 線 の 種 類	通信線 電力線	
	電線の数量(延長、亘長及び条数)	○亘長 ○横断 ○延長	・上り m 条 ・下り m 条 m m
	電 線 の 構 造	外径 mm 条 光ケーブル、同軸ケーブル、その他( )	
	電線共同溝に電線を敷設する予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	敷 設 年 次 計 画	初年度 条 次年度以降 条 合 計 条	
既 埋 設 物 件			

備考

- 1 計画書には、将来追加して敷設することとなる電線も含めて記載してください。
- 2 「上り」とは、路線の起点から終点に向かって右側を、「下り」とは、路線の起点から終点に向かって左側をいいます。
- 3 「電線の数量」の欄における「亘長」とは、ハンドホール等の中心間の長さを、「延長」とは、亘長に電線の条数を乗じたものをいいます。
- 4 「既埋設物件」については、添付図面として既埋設物件の埋設位置等占用位置を明らかにしたものを添付してください。
- 5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを括弧書きしてください。



年 月 日

敷設等工事完了届出書

生駒市長 殿

住所  
届出者 氏名 ⑩  
担当者  
電話番号

年 月 日付けで届け出た電線共同溝の敷設等工事が完了したので、生駒市電線共同溝専用規則第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

占用許可番号 及び許可年月日	第 号 年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> 施工写真 <input type="checkbox"/> その他( )
備考	

備考

- 1 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には担当者の所属及び氏名を記載してください。
- 2 「添付書類」の欄の「施工写真」は、工事中の安全対策の状況、工事標識の設置状況並びに物件の敷設前、敷設中、敷設後の写真及び工事完了後のマンホール・ハンドホール内の清掃状況の写真を添付してください。
- 3 「添付書類」の欄の「その他」には、物件の構造等を明らかにした書類等を添付した場合に記載してください。

年 月 日

電線共同溝の占用予定者の地位の承継届出書

生駒市長 殿

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
担 当 者  
電 話 番 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被 承 継 人	住 所	
	氏 名	
承 継 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類		
備 考		

備考

- 1 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には担当者の所属及び氏名を記載してください。
- 2 「添付書類」の欄には、占用予定者の地位の承継の原因を示す書類その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載してください。

年 月 日

電線共同溝の占用等の許可に基づく地位の承継届出書

生駒市長 殿

届出者 住 所  
氏 名  
担 当 者  
電話番号 (印)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。  
生駒市電線共同溝占用規則第8条第3項

被 承 継 人	住 所	
	氏 名	
承 継 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類		
備 考		

備考

- 1 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には担当者の所属及び氏名を記載してください。
- 2 「電線共同溝の整備等に関する特別措置法第14条第2項 生駒市電線共同溝占用規則第8条第3項」については、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「添付書類」の欄には、占用等の許可に基づく地位の承継の原因を示す書類その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載してください。

年 月 日

電線共同溝の占用等の許可に基づく権利の譲渡承認申請書

生駒市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
担 当 者  
電 話 番 号

印

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第15条第1項の規定により、次のとおり同法

第 10 条

第11条第1項 の許可に基づく権利の譲渡の承認を申請します。

第12条第1項

権利の譲渡に係る電線共同溝の名称		
権利の譲渡に係る電線共同溝の区間		
権利の譲渡に係る許可番号及び許可 年 月 日		第 号 年 月 日
権利の譲渡に係る許可の内容		
譲渡する権利の内容		
譲受人	住所	
	氏名	
譲受人の事業の内容		
譲渡の予定年月日		年 月 日
添付書類		

備考

1 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には担当者の所属及び氏名を記載してください。

「第 10 条

2 第11条第1項 については、該当するものを○で囲んでください。  
第12条第1項」

3 「権利の譲渡に係る許可の内容」の欄には、法第10条各号に掲げる事項を記載してください。

4 財産の譲渡を伴う場合は、「譲渡する権利の内容」の欄及び占用許可書添付図面に明記してください。

年 月 日

住所等変更届出書

生駒市長 殿

届出者 住所  
氏名  
担当者  
電話番号

印

生駒市電線共同溝占用規則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

占用許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日	
変更の内容	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所又は事務所の所在地	
	旧	
	新	
変更年月日	年 月 日	
備考		

備考 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には担当者の所属及び氏名を記載してください。

年 月 日

電線共同溝原状回復届出書

生駒市長 殿

届出者 住 所  
氏 名  
担 当 者  
電話番号

印

生駒市電線共同溝占用規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

占用許可番号及び 許 可 年 月 日	第 号 年 月 日
占用廃止年月日	年 月 日
原状回復年月日	年 月 日
原状回復した理由	
原状回復等の措置	
備 考	

備考 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には担当者の所属及び氏名を記載してください。